

令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

令和4年7月3日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士

令和4年7月24日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和4年9月11日（日）

午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

令和4年10月9日（日）

午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

長岡商工会議所 長岡市表町3丁目1番8号 リナシエビル3

イ 木造建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

未定

イ 木造建築士

未定

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）午前10時から令和4年4月14日（木）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和4年4月6日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請

令和2年又は令和3年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請にあたっては、令和2年又は令和3年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 合格者の発表

令和4年12月1日（木）頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては令和4年8月23日（火）頃、木造建築士試験においては令和4年9月6日（火）頃に発表する。

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、令和4年6月8日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。
- (3) この試験に関する問合せは、以下にすること。
郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階
公益社団法人新潟県建築士会（電話025-378-5666）